

雇児保発 0331 第 4 号
社援基発 0331 第 5 号
平成 27 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の取扱いに
ついて

平成 27 年 4 月 1 日より、子ども・子育て支援新制度が施行され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「旧認定こども園法」という。）第 3 条第 3 項の規定による認定を受けた幼稚園及び保育所（以下「幼保連携施設」という。）であって国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携施設については、改正法附則第 3 条第 1 項の別段の申出があったものを除き、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可があったものとみなされることとなります。

社会福祉法人（以下「法人」という。）が新認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園とみなされた幼保連携施設（以下「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を運営する事業を行う場合には、幼保連携型認定こども園の設置に係るみなし認可のほか、法人が実施する事業等に変更が生じるため、定款の変更が必要となりますが、今般の幼保連携型認定こども園のみなし認可

に伴う定款変更の認可については、下記のとおり、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 73 号）」により、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）を改正し、届出とすることとしました。

各都道府県、指定都市及び中核市においては、本通知についてご了知願うとともに、対象となる所管法人に対しても周知願います。また、都道府県においては、管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 社会福祉法施行規則の改正概要

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 31 条第 1 項に規定する定款に掲げる事項のうち、改正法附則第 3 条第 1 項により新認定こども園法第 17 条第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可があったものとみなされたことに伴う、以下に掲げる事項の変更については、所轄庁への届出で差し支えないこととするよう社会福祉法施行規則を改正。

- ①目的（社会福祉法第 31 条第 1 項第 1 号）
- ②名称（同項第 2 号）
- ③社会福祉事業の種類（同項第 3 号）
- ④公益事業を行う場合には、その種類（同項第 10 号）

なお、社会福祉法施行規則の改正内容は別添のとおり。

2. みなし幼保連携型認定こども園を運営する事業を行う場合の定款記載上の取扱い

(1) 社会福祉法第 31 条第 1 項第 1 号（目的）関係

目的に係る事項として定款に設置する保育所の根拠法を記載している場合には、「児童福祉法」とあるのを、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に変更することが必要となること。

(2) 社会福祉法第 31 条第 1 項第 2 号（名称）関係

名称に係る事項として幼保連携施設を構成する保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、法人の名称中、「社会福祉法人〇〇保育園」

とあるのを、「社会福祉法人〇〇幼保連携型認定こども園」に変更することが適当であること。

(3) 社会福祉法第 31 条第 2 項第 3 号（社会福祉事業の種類）関係

社会福祉事業の種類に係る事項として幼保連携施設を構成する保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、社会福祉事業の種類中、「保育所の経営」とあるのを、「幼保連携型認定こども園の経営」に変更することが必要となること。

(4) 社会福祉法第 31 条第 1 項第 10 号（公益事業の種類）関係

公益事業の種類に係る事項として幼保連携施設を構成する幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、公益を目的とする事業として定められている「幼稚園」を削除することが必要となること。

なお、社会福祉法人が経営する幼稚園のうちの一部が、幼保連携型認定こども園へ移行し、一部が幼稚園として存続し経営する場合には、「幼稚園」は削除しないこと。

(5) その他

① 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の定款について

役員の数等みなし認可に伴って変更が生じる事項以外については、従前どおり所轄庁の認可が必要となること。

② 既に定款変更の認可を行った場合の取扱いについて

今般の措置については、改正法の施行日（平成 27 年 4 月 1 日）以降に適用するものであるがこの通知の発出の際、既に所轄庁による定款の変更認可が行われている場合には、改めて所轄庁への届出を行う必要はないこと。

③ 登記について

今回の措置は、所轄庁による定款変更の認可を届出としたものであり、組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）に基づき法人が行わなければならない登記については、変更がないこと。

○厚生労働省令第七十三号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二十号中「児童手当給付金」を「子ども・子育て給付金」に、「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

様式第二十七号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。様式第八号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童手当給付金」を「子ども・子育て給付金」に改める。様式第十五号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

第三条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項に次の一号を加える。

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者（同条第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この号において同じ。）として保育を行う者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く。）

（栄養士法施行規則の一部改正）

第四条 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三号中「各種学校」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第五条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中又をルとし、リを又とし、チをリとし、同号ト中「保育所（この下に）都道府県及び市町村が設置したもの並びに」を加え、「第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所」を「第二条第六項に規定する認定こども園（保育所であるものに限る。）」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号トの前に次のように加える。

へ 子育て援助活動事業

附則に次の一項を加える。

7 法人がその設置する幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第三条第一項に規定する幼保連携施設に限る。）について同項の規定により同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた場合における第四条第一項の規定の適用については、同項中「次」とあり」とあるのは、「法第三十一条第一項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項のほか、次」とあるとする。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第六条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三十一号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童手当給付金」を「子ども・子育て給付金」に改める。

様式第三十六号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第七条 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号口中「在学し」の下に、「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（次号口において「保育所」という。）若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次号口において「幼保連携型認定こども園」という。）に通い」を加え、同条第二号口中「在学し」の下に、「保育所若しくは幼保連携型認定こども園に通い」を加える。